

感染症及び食中毒の予防と拡大防止のための指針



株式会社 Seeds Care

介護事業所 つぐみ

当社の介護事業所つぐみ（以下「事業所」という）は、利用者の居宅において、介護・障がい福祉サービスを提供するにあたり、感染症及び食中毒が発生しないように、常に衛生管理に努める。万が一、感染症及び食中毒が発生した場合には、拡大しないよう迅速に対応する体制を構築し、利用者と職員の健康と安全を継続的に守るために、本指針を定める。

1. 目的

感染症及び食中毒予防、集団感染発生時の適切な対応及び再発防止対策等、事業所における体制を確立し、適切かつ安全で質の高い介護・障がい福祉サービスを提供することを目的とする。感染症予防マニュアル・感染症発生時BCP・社内規定を遵守し、適正な感染症及び食中毒対策の取組みを行う。

2. 感染症対策推進委員会の設置

(1) 目的

利用者の居宅及び事業所内において、感染症及び食中毒の予防と拡大防止のための対策を検討する「感染症対策推進委員会」を設置する。

(2) 構成メンバー

※基本的に感染症発生時BCPの感染症対策推進メンバーと同一
<BCP 感染症編様式1 参照>

- ・代表取締役（委員長）
- ・事業所管理者
- ・サービス提供責任者
- ・介護福祉士
- ・その他、代表取締役が必要と認める者

感染症対策担当委員は、利用者及び職員の感染症及び食中毒の予防と拡大防止のための原案を作成し、感染症対策推進委員会に提出する。

(3) 活動内容

委員長の召集により、感染症対策推進委員会を年2回開催する。

その他、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と

「感染症及び食中毒発生時の対応」のため、次の事について審議する。

- ・感染症対策及び食中毒予防の立案、計画
- ・指針、マニュアル等の作成
- ・感染症対策及び食中毒予防に関する職員研修の企画、実施
- ・利用者の感染症の既往の把握
- ・利用者、職員の健康状態の把握
- ・感染症及び食中毒発生時の対応と報告
- ・感染症及び食中毒発生時における対策実施状況の把握と評価

(4) 職員研修の実施

事業所の職員に対し、感染症対策及び食中毒予防に関する適正な知識を普及し、衛生管理の徹底と衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒予防と拡大防止研修会」を、感染症対策推進委員の企画により、以下のとおり実施する。

(ア) 新規採用者に対する研修

入職時、感染症対策及び食中毒予防の基礎に関する教育を行う。

(イ) 定期的研修・訓練

感染症対策及び食中毒予防に関する研修・訓練を年2回実施する。

(ウ) 外部研修への参加等

外部実施の研修会への参加及び適時eラーニングを受講する。

3. 事業所内の環境整備と衛生管理

- ・整理整頓を心掛け、こまめに清掃を行う。
- ・使用した雑巾やモップは、毎回洗浄し、乾燥させる。
- ・来客者が使用した椅子やテーブルを消毒する際には、使い捨て手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）で拭いた後、乾燥させる。
またはアルコール消毒液を使用して清掃する。

4. 利用者宅での感染症対策及び食中毒予防

- ・訪問前後にうがい、手洗い、手指消毒を行う。
- ・訪問宅の衛生状況を把握し、必要に応じて助言及び清掃を行う。
- ・利用者の顔色等、体調の変化を注意深く観察する。

5. 基本的な感染症対策及び食中毒予防

(1) 手洗い

利用者宅の訪問前後には、ハンドソープを使用し、流水による手洗いを行い、ペーパータオルで良く拭き取る。

(2) 手指消毒

＜当事業所の職員はスクラブ法及びラビング法を用いる＞

| 消毒法 | 方法 |
|-----------------------|--|
| 洗浄法（スクラブ法） | 消毒薬を約3ml 手に取り泡立てて洗浄する（30秒以上）。流水で洗い、ペーパータオルで拭き取る。 |
| 擦式法（ラビング法） 消毒薬 | アルコール含有消毒薬を約3ml 手に取り、良く擦り込み（30秒以上）、乾かす。 |
| 擦式法（ラビング法） ジェル・ジェル | アルコール含有のジェル・ジェル消毒薬を約2ml 手に取り良く擦り込み（30秒以上）、乾かす。 |

※ ラビング法は、手が汚れている時には、流水で洗った後に行う。

(3) 食品衛生

- ・食材の入手先、利用者宅での保存状態を確認する
- ・利用者宅のキッチン、調理器具等の衛生状況及び調理工程を確認する
- ・食品衛生管理について、職員の教育、指導を徹底する

(4) 利用者の様子観察

職員は、利用者の異常兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の動作や発声、食欲などについて日頃から注意して観察する。

以下に掲げる利用者の健康状態の異常を発見した場合には、代表取締役を通して、直ぐに主治医・医療機関、または訪問看護師に報告する。

＜注意すべき症状とその兆候＞

| 症状 | 兆候 |
|----------------|--|
| 発熱 | ・ぐったりしている、意識がはっきりしない ・寒気がする ・呼吸が乱れている |
| 嘔吐 | ・吐き気が続く ・口唇に嘔吐物が付着している |
| 下痢 | ・便に血が混じっている ・尿が少ない ・脱水状態で口腔内が渴いている |
| 咳 咽頭痛 鼻水 | ・痰が絡む ・熱っぽく、喉に違和感がある ・鼻が詰まる |
| 発疹 (皮膚の異常) | ・痒みがある ・紅斑や丘疹がある ※体幹、四肢の関節の外側などを注意深く観察する |

6. 感染症及び食中毒発生時の対応

(1) 感染症及び食中毒発生状況の把握

利用者または職員に感染症及び食中毒が発生した場合、または疑わしい症状がある場合には、以下のとおり対応する。

- ① 利用者と職員の症状の有無について、速やかに代表取締役様に報告する。感染症については、濃厚接触者の可能性がある者も併せて報告する。
- ② 報告を受けた代表取締役は、事業所内の職員に対し必要な指示をする。

(2) 感染症及び食中毒拡大の防止

感染症及び食中毒拡大防止のため、以下のとおり速やかに対応する。

- ① 手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染症及び食中毒を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ② 感染症及び食中毒に罹患した利用者宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ密封し、アルコール消毒薬で手指消毒を行う。
- ③ 別に定める感染症予防マニュアル及び感染症BCPに従い、対応する。
- ④ 主治医や訪問看護師に指示を仰ぎ、必要に応じ技術的な対応を依頼する。

(3) 関係機関への連絡

以下の関係機関に報告し、指示を仰ぐなど、緊密に連携を図る。

- ・ 主治医及び医療機関 : 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応法を確認する
診療を依頼する
医師からの指示内容を事業所の職員間で共有する
- ・ 保健所 : 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
保健所からの指導内容を事業所の職員間で共有する
- ・ 市町村 : 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

(4) 関係者への連絡

- ・ 利用者の家族や保護者へ状況を報告する
- ・ 居宅介護支援事業所及び相談支援事業所へ報告し、情報を共有する
- ・ 関係する介護、福祉業者へ連絡し、情報を共有する

7. 指針等の見直し

本指針及び感染症予防マニュアル等は感染症対策推進委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

2022年3月31日 作成

2022年 月 日 改正